奈良県広域水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例をここに公布する。

令和7年2月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団条例第33号

奈良県広域水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定め る条例

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17に規定する 条例で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 電子計算機、複写機その他事務用機器(これらに付随して使用する物品を含む。次号において同じ。)の借入れに関する契約
- (2) 電子計算機、複写機その他事務用機器の保守業務又は運用業務の委託に 関する契約
- (3) 庁舎(これに付随する機械設備等を含む。)の管理業務の委託に関する契約
- (4) 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる契約であって企業長が定めるもの
 - ア 物品を借り入れる契約で、商慣習に基づき翌年度以降にわたり契約を 締結することが一般的であるもの
 - イ 役務の提供を受ける契約で、年間を通じて当該役務の提供を受けるもの

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に構成団体(奈良県広域水道企業団規約(令和6年 11月1日総行市第130号)第2条に規定する構成団体をいう。)におけ る長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の規定により締結 されている長期継続契約で、この条例の施行の日以後において企業長が処理 することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により締結され た長期継続契約とみなす。